

●契約締結日：令和 年 月 日

●特定施設等の表示

名 称 サンヒルズ八景 1 番館

所在地 兵庫県三田市横山町 1 7 番 1 3 号

特定施設入居者生活介護事業所：兵庫県指定第 2 8 7 1 2 0 1 3 5 2 号

(平成 2 8 年 5 月 1 日指定)

介護予防特定施設入居者生活介護事業所：兵庫県指定第 2 8 7 1 2 0 1 3 5 2 号

(平成 2 8 年 5 月 1 日指定)

●契約当事者の指定

利用者： _____ 印

(男・女)

(明治・大正・昭和 年 月 日生まれ)

事業者：社会福祉法人三翠会

理事長 井堂 信純 印

住所：兵庫県三田市下相野薬師尾 1 4 6 0 番地の 1

●契約当事者以外の者

身元引受人： _____ 印

住所： _____

(利用者との関係 _____)

立 会 人： _____ 印

住所： _____

(利用者との関係 _____)

利用者と事業者は、介護保険法その他の法令（以下「介護保険法令等」という。）に定める介護予防特定施設入居者生活介護又は特定施設入居者生活介護（以下、「特定施設等」という。）にあたり、以下の通り契約（以下、「本契約」という。）を締結します。

第一章 総 則

（契約の目的）

第1条 乙は、介護保険法令等の趣旨を理解し、甲の有する能力に応じ、高齢者の方が元気に安心して生活を送ることができるように支援することを目的として、特定施設等のサービスを提供するものとし、甲は、その対価を支払うものとします。

（契約期間）

第2条 本契約の有効期間は、

令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとします。

ただし、契約期間満了日以前に利用者が要支援認定又は要介護認定、更新認定、状態区分の変更認定、取消等の手続き等により、要支援認定又は要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、契約期間は、自動的に変更後の要介護認定有効期間満了日までとします。

（運営規程）

第3条 事業者は、特定施設等において、以下に掲げる重要事項に関する規程（以下、「運営規程」という。）を定めます。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務内容
- 三 入居定員及び居室数
- 四 特定施設等のサービス内容及び利用料その他の費用の額
- 五 施設の利用に当たっての留意事項
- 六 緊急時における対応方法
- 七 非常災害対策
- 八 その他の運営に関する事項

（介護保険給付対象サービス）

第4条 本契約において、「介護保険給付対象サービス」とは、介護予防特定施設サービス計画又は特定施設サービス計画（以下、「特定施設等サービス計画」という。）に基づき、事業者が利用者に対して提供するサービスをいいます。

2 前項のサービスのうち、介護予防特定施設入居者生活介護においては、利用者の介護予防を目的とした入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の支援、ならびに機能訓練及び療養上の世話をを行います。

3 第1項のうち、特定施設入居者生活介護においては、利用者に対して、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、ならびに機能訓練及び療養上の世話をを行います。

（介護保険給付対象外サービス）

第5条 本契約において、「介護保険給付対象外サービス」とは、介護保険の給付対象となる前項の特定施設等の介護保険給付とは別に介護に係る費用を受領できる介護サービスであって、厚生労働省令第35号第238条第3項第一号、厚生労働省第37号第182条第3項第一号及び当該省令の解釈通知である老企第52号に定める、人員配置が手厚い場合の介護サービス及び個別的な選択による個別介護サービスをいい、別紙「要介

護認定等に伴う確認」の書面に定めるものをいいます。

(介護等の場所)

第6条 事業者は、利用者に対し本契約に基づく介護予防サービス又は介護サービス（以下、「介護等」という。）を、原則としてサンヒルズ八景1番館内（以下、「館内」という。）の居室において提供します。

2 事業者は、利用者に対しより適切な介護等のため必要と判断する場合に、本契約に基づく提供の場所を館内において変更することがあります。

3 前項の必要性の判断及び介護等の場所の変更にあたりは、事業者は、事業者の指定する医師の意見を聴くとともに、利用者の意志を確認し、身元引受人等の意見を聴きます。

4 事業者は、第2項による変更後の場所における介護等が長期となり居住の住み替えが必要となった場合で、利用者の居室の権利や利用料に変更を伴う場合には、一定の観察期間を設けると同時に、住み替え後の居室及び介護等の内容、権利の変更、費用負担の増減等について、利用者に説明し、利用者の同意を得ます。

(地域との連携等)

第7条 事業者は、事業運営にあたり、周辺地域住民が行う活動等を通じて地域との交流に努め、また地方自治体が実施する事業に協力をするよう努めるものとします。

第二章 介護等の内容確認とその手続き

(要介護認定等に伴う確認)

第8条 事業者は利用者の要支援認定又は要介護認定が確定・更新された場合、その内容を確認するために、次の各号に定める事項を含めた「要介護認定等に伴う確認書」を利用者に交付します。

一 要支援認定又は要介護認定の内容及びその認定日、有効期間

二 認定審査会の意見

三 市町村により確定されたその他の重要な事項

2 前項の確認に際して、事業者は、利用者に対して次の各号に定める事項について説明を行い、それについての利用者の意見を確認します。

一 本契約第4条に定める「介護保険給付対象サービス」に関する費用の額及び各種加算給付への同意

二 本契約第5条に定める「介護保険給付対象外サービス」に関するサービス内容及び利用料金についての同意

三 本契約に基づくサービスの利用に関して、利用者が負担する利用料金や支払方法等が変更された場合の同意

四 その他利用者又は事業者において必要と考えられる事項

(特定施設等サービス計画の作成・変更)

第9条 事業者は、利用者のための特定施設サービス計画を作成する業務を担当させ（以下、「計画作成担当者」という。）、計画作成担当者が本条項に定める職務を、誠意を持って遂行するよう責任をもって指導・監督します。

2 計画作成担当者は、本契約締結後、速やかに特定施設等サービス計画の作成に着手します。

3 計画作成担当者は、利用者が自立した生活を送ることが出来るよう、利用者、身元引受人等及び他の従業者との協議の上、サービスの目標、その達成時期、サービスの内容

並びにサービスを提供する上での留意点を盛り込んだ特定施設等サービス計画原案を作成します。

- 4 計画作成担当者は、特定施設等サービス計画作成後においても、利用者、身元引受人等及び他の従業者との連絡を継続的に行うことにより、サービス計画の達成状況の確認やサービス計画の見直しを行い、必要に応じてサービスの計画を変更します。
- 5 利用者は計画作成担当者に対し、いつでも特定施設等サービス計画の内容を変更するよう申し出ることが出来ます。この場合、計画作成担当者は、明らかに変更の必要のないとき及び利用者の不利益となる場合を除き、利用者の希望に沿うように特定施設等サービス計画の変更を行います。
- 6 計画作成担当者は、特定施設等サービス計画を作成、または同計画を変更した場合は、利用者、身元引受人等に対し、サービス計画または変更されたサービス計画の内容を説明し、同意を得ます。

第三章 事業者の義務

(事業者の守秘義務)

第10条 事業者は、正当な理由なしに、本契約に基づくサービスを提供するうえで知り得た利用者又はその家族等に関する事項を第三者に漏らしません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

第四章 サービスの料金の支払い

(サービス利用料金)

- 第11条 利用者は、事業者に対して、本契約に基づき提供されたサービスの利用料を、第8条及び第9条に基づき支払うものとします。
- 2 事業者は、利用者に対して、本契約に基づき提供されたサービスの内容に基づき、利用者が支払うべき利用料金の内訳やサービスの区分等を記載した請求書をあらかじめ送付します。

(利用料金の変更)

- 第12条 介護保険法令等の変更に伴い本契約第8条第2項に第一号に定める費用に変更があった場合、事業者は利用者等へ説明を行い、当該利用料金等を変更します。
- 2 本契約第8条第2項第二号に定める費用を改正する場合、事業者は、入居契約に基づく手続きをとるものとします。

(証明書の交付)

- 第13条 事業者は、本契約に基づくサービス利用料金の支払を受けたときは、利用者や身元引受人の求めに応じてサービス提供証明書を交付します。
- 2 前項のサービス提供証明書の発行に際し、事業者は利用者に対して、当該証明書の使用目的や提出先についての説明を求めることがあります。

(損害賠償)

第14条 事業者は、本契約に基づくサービスの提供に当たって、万一事故が発生し利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者に対して損害を賠償します。ただし、利用者に故意又は重大な過失がある場合は賠償額を減額することができません。

第五章 契約の終了

(契約の終了事由)

第15条 次の各号の一つに該当する場合には、本契約は終了します。

- 一 利用者が死亡した場合
 - 二 介護予防特定施設入居者生活介護の利用者が、自立又は要介護に認定変更された場合
 - 三 特定施設入居者生活介護の利用者が、自立又は要支援に認定変更された場合
 - 四 入居契約が終了した場合
 - 五 事業者が介護保険法令に基づく特定施設の事業者指定を取り消された場合又は指定更新を行わなかった場合
 - 六 利用者が特定施設等の利用に代えて、他の介護サービスの利用の選択をした場合
 - 七 第16条又は第17条に基づき本契約が解除又は解約された場合
- 2 前項第二号又は第三号に該当する場合、原則として当該契約はいったん終了しますが、引き続き特定施設入居者生活介護等の利用契約を締結しようとする場合、本契約は有効に継続するものとします。

(事業者からの契約解除)

第16条 事業者は、利用者の行動が他の入居者の生命に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常の介護方法ではこれを防止できることが出来ず、本契約を将来にわたって継続することが社会通念上著しく困難であると考えられる場合に、本契約を解除することがあります。

- 2 前項の場合、事業者は次の手続きを行います。
 - 一 一定の観察期間をおくこと。
 - 二 医師の意見を聴くこと
 - 三 契約解除の通告について90日の予告期間をおくこと。
 - 四 前号の通告に先立ち、利用者本人の意思を確認するとともに、入居契約で定める身元引受人等の意見を聴くこと。
- 3 事業者は、本契約に基づくサービスの利用料金の支払いにつき、利用者がしばしば遅延し又は支払いがない場合など、本契約における事業者と利用者の信頼関係を著しく害するものであると判断した場合には、6か月の予告期間をおいて、本契約を解除することがあります。この場合、前項第四号の規定を準用します。

(利用者からの中途解約)

第17条 利用者は本契約の期間中、いつでも本契約を解約することができます。この場合、利用者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者に書面により通知するものとします。

(精算)

第18条 第15条の規定に基づき、本契約が終了した場合において、利用者が、既に実施されたサービスに対する利用料金支払い義務その他事業者に対する義務を負担しているときは、契約終了日から1週間以内に精算するものとします。その際、1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払額については利用日数に基づいて計算した金額とします。

第六章 苦 情 処 理

(苦情処理)

- 第19条 利用者又は身元引受人は、提供された特定施設等介護サービスに不満がある場合、いつでも別紙「重要事項説明書」記載の苦情申立機関に、苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は利用者に提供した特定施設等介護サービスについて、利用者又は身元引受人から苦情の申し出があった場合は、迅速、適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。
- 3 事業者は入居者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもしません。

第七章 そ の 他

(運営懇談会)

- 第20条 事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供することを目的として運営懇談会を設置します。
- 2 運営懇談会は、事業者の代表及び職員、利用者、身元引受人等、また、施設関係者及び入居者以外の第三者的立場にある学識経験者、民生委員等による運営懇談会を設け、年2回以上開催します。
- 3 運営懇談会においては、入居者・サービスの状況や収支・財務等の経営状況の報告を行うとともに、入居者の要望、意見を反映させることができます。

(暴力団等の影響の排除)

- 第21条 乙の管理者は、暴力団員及び暴力団及び暴力団と密接な関係を有する者であってはならない。
- 2 乙は、運営について暴力団等の支配を受けてはならない。

(運営内容等の評価、改善等)

- 第22条 乙は、運営内容を自ら評価し、常に改善を図らなければならない。
- 2 乙は、前項の評価結果を公表するよう努めなければならない。

(契約外条項)

- 第23条 本契約に定めのない事項については、介護保険法その他諸法例の定めるところを尊重し、甲及び乙の協議により定めます。

(合意管轄)

- 第24条 本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、神戸地方裁判所をもって第一審管轄裁判所とすることを、利用者及び事業者はあらかじめ合意します。

要介護認定等に伴う確認書

- 特定施設入居者生活介護等利用契約に基づき、次の事項を確認します。
- この書面は、市町村による要支援認定又は要介護認定（以下、「要介護認定等」という。）の確定・変更等についての内容を確認する目的と、これにより利用者が負担することになる料金の目安等を確認する目的で作成されています。

1. 本確認書の当事者の確認

利用者名： _____

介護保険被保険者番号： _____

事業者名：社会福祉法人三翠会

特定施設入居者生活介護事業所名：サンヒルズ八景1番館

（平成28年5月1日指定 兵庫県2871201352号）

介護予防特定施設入居者生活介護事業所名：サンヒルズ八景1番館

（平成28年5月1日指定 兵庫県2871201352号）

2. 市町村による要介護認定等の決定・更新内容

介護保険制度による要介護認定等の（決定・更新）は次の内容でした。

①認定年月日：平成 年 月 日

②上記の要介護認定等の内容（該当するものに で示します）：

要支援1 要支援2 要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5

③上記の要介護認定等の有効期間：平成○年○月○日～平成○年○月○日

④上記の要介護認定等に伴う認定審査会の意見：

⑤その他の重要な事項

⑥介護保険負担割合（該当するものに で示します）： 1割 2割 3割

●利用者に対する適切な介護の提供に必要と考えられる具体的な介護サービスの内容は、本書の確認とは別に、利用者・家族との協議とその合意に基づき決定される「特定施設等サービス計画」によるものとします。

●当該サービス計画の作成・変更や内容の説明については、利用者の希望に応じていつでも対応致します

3. 利用者が締結する利用契約の種別

(該当するものを□で示します)

(介護予防特定施設入居者生活介護 □ 特定施設入居者生活介護)

4. 利用者の介護サービス利用に関する料金内容の目安

(1) 利用者の介護サービス利用についての負担金額 (30日利用の場合の目安)

① 介護報酬単位数

番号	要介護認定	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
(1)	基本報酬単位	181	310	536	602	671	735	804

番号	加算名	単位	備考
(2)	夜間看護体制加算 (要支援は適応外)	10/日	
(3)	看取り介護加算 (要支援は適応外)	144/日	死亡日以前4日以上30日以下
(4)	看取り介護加算 (要支援は適応外)	680/日	死亡日以前2日以上3日
(5)	看取り介護加算 (要支援は適応外)	1280/日	死亡日
(6)	個別機能訓練加算	12/日	
(7)	口腔衛生管理体制加算	30/月	
(8)	栄養スクリーニング加算	5/回	
(9)	退院退所時連携加算 (要支援は適応外)	30/日	
(9)	生活機能向上連携加算	100/月	
(10)	若年性認知症入居者受入加算	120/日	
(11)	身体拘束廃止未実施減算	-10%/日	
(12)	入居継続支援加算	—	※現状算定不可
(13)	サービス提供体制強化加算	—	※現状算定不可
(14)	認知症専門ケア加算	—	※現状算定不可
(15)	医療連携加算	80/月	
(16)	介護職員処遇改善加算 (I)	1000分の82	(1)~(14)までで算定した総単位数の1000分の82に相当する単位数
(17)	介護職員特定処遇改善加算 (2)	1000分の12	(1)~(14)までで算定した総単位数の1000分の12に相当する単位数

※事業所所在地における「1単位当りの単価」：10.45円 (17)

② 30日分の総報酬単位（額）（看取り看護加算を除く）

上記(1)～(14)の30日総単位数	単位	
上記(15)の月単位数	単位	
総単位数(18)	単位	
介護職員処遇改善加算単位数 (19) = (18) × (16)	単位	小数以下四捨五入後
1単位当たり単価を乗じた総報酬額 (20) = ((18) + (19)) × (17)	円	小数以下切捨後
給付額 = (20) × 90% もしくは 80%	円	給付額の計算で生じた1円未満の端数は自己負担額に加算する。
30日当りの自己負担額の目安 (20) × 10%、20% もしくは 30% + 給付額の1円未満	円	上記の計算により算定された自己負担額の1円未満の端数は切り捨てる

③ 前記以外の介護サービス利用料等

本契約第5条「介護保険給付対象外サービス」に対する負担金として、以下の通り定めます。

● 個別的な外出介助

利用者の特別な希望により、個別に行われる買い物等の外出介助

協力医療機関等以外の通院又は入退院の際等の介助

費用は、30分以内 1,100円/回(税込)とし、以降30分増すごとに1,100円(税込)を追加する。

● 個別的な買い物等の代行

利用者の特別な希望により、当該施設外への店舗に係る買い物の代行

利用者の特別な希望による薬局や医療機関、その他の場所への薬の引取り代行

費用は、30分以内 1,100円/回(税込)とし、以降30分増すごとに1,100円(税込)を追加する。

● おむつ代は、実費を徴収する。

● 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

● 金銭の立替え費用(当館が一時的に立替え、口座引き落としする)

当館では現金のお預かりや管理は一切行っておりません。

館内で外部商店が出張店舗を開いたり、個別的な買い物代行の際は1回10,000円を上限として立替えることが出来るものとする。立替えた実費と事務手数料(金銭の立替え費用)は1か月の請求書に明記し引き落としするものとする。

管理台帳を作成し、領収書又はレシートを添付して請求書に同封する。

金銭の立替えに関する事務手数料として220円/回(税込)とする。

●基準とする入浴回数を超えての入浴介助にかかる費用

特定施設入居者生活介護において、当館が基準として定める入浴回数である 2 回／週を超えての入浴介助にかかる費用として 1,100 円／回(税込)とする。

尚、特殊浴槽による介助を要する場合は 1,650 円／回(税込)とする。

介護・見守りを要さない(入浴に関して自立している)場合の入浴回数の追加はこの限りではありませんのでご相談にのらせて頂きます。

5. 同意事項

(1)加算給付の同意

私は、サンヒルズ八景 1 番館が本契約の利用者に対して提供する特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護において、以下の加算給付を受けることに同意します。

<p>・医療機関連携加算の給付、及びこれに伴う主治医への健康情報提供</p> <p>看護職員が利用者の健康の状況を継続的に記録し、主治医等に対して月に 1 回以上情報提供を行う個別加算です。</p>	<p>同意する ・ 同意しない</p>
<p>・介護職員処遇改善加算の給付</p> <p>介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充てることを目的に創設されたもので、基本報酬と各種加算報酬の合計に一定率(1000 分の 82)を乗じる体制加算です。</p>	<p>同意する ・ 同意しない</p>
<p>・介護職員等特定処遇改善加算の給付</p> <p>介護職員の賃金を全産業の平均年収レベルへ引き上げることを目的として創設されたもので、基本報酬と各種加算報酬の合計に一定率(1000 分の 12)を乗じる体制加算です。</p>	<p>同意する ・ 同意しない</p>
<p>・夜間看護体制加算の給付</p> <p>夜間において看護師とオンコール(自宅待機)、緊急の呼び出しに対応できる体制を整えた場合の体制加算です。</p>	<p>同意する ・ 同意しない</p>

<p>・看取り介護加算の給付</p> <p>夜間看護体制を整え、看取りに関する指針に基づいて、個々に応じた看取りを行った場合に算定できる加算です。</p>	<p>同意する ・ 同意しない</p>
<p>・個別機能訓練の加算の給付</p> <p>機能訓練指導員(リハビリ専門職)、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が、共同して利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行い算定できる加算です。</p>	<p>同意する ・ 同意しない</p>
<p>・口腔衛生管理体制加算の給付</p> <p>歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を評価した場合に算定できる加算です。</p>	<p>同意する ・ 同意しない</p>
<p>・栄養スクリーニング加算の給付</p> <p>管理栄養士以外の介護職員等でも実施可能な栄養スクリーニングを行い、介護支援専門員に栄養状態に係る情報を文書で共有した場合の加算です。</p>	<p>同意する ・ 同意しない</p>
<p>・退院・退所時連携加算の給付</p> <p>病院等を退院した者を受け入れる場合の医療提供施設との連携等を評価する加算を創設し、医療提供施設を退院・退所して特定施設に入居する利用者を受け入れた場合の加算です。</p>	<p>同意する ・ 同意しない</p>
<p>・生活機能向上連携加算の給付</p> <p>自立支援・重度化防止に資する介護を推進するために、外部のリハビリテーション専門職等と連携する場合の加算です。</p>	<p>同意する ・ 同意しない</p>

<p>・若年性認知症入居者受入加算の給付 若年性認知症の人やその家族に対する支援を促進する観点から、若年性認知症の人を受け入れ、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供することによる加算です。</p>	<p>同意する・同意しない</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------

6. その他

以上すべての内容について、説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

利用者名: _____ 印

身元引受人: _____ 印

上記の内容について、説明を行い、ご本人の同意について確認しました。

事業者: 社会福祉法人三翠会
サンヒルズ八景 1 番館

説明者: _____ 印